



twitter開設しました!
随時発信していきます!



発行所
東京土建一般労働組合三鷹武蔵野支部
東京都三鷹市上連雀7-33-8
電話 0422(47)9101
Fax 0422(47)9104
発行責任者 升川 明

持続化給付金を申請された方へ

持続化給付金を申請された方で「土建国保」に加入されている方は、土建国保料の減免の対象となる可能性があります。支部事務所の窓口で持続化給付金の申請をした方も、改めて手続きが必要となります。必ず支部事務所までお問い合わせください。

(減免制度の詳細は2面を参照ください)



【組織部発】6月から始まった『夏の大運動』では、拡大率2%・45人目標を目指し取り組みが進められていきます。7月6日現在、8名の加入にとどまっていますが、事業所から「7月に1名従業員を雇用する予定」など対象者情報もあがってきています。

また、6月は各分会で組合員訪問が取り組まれ、7分会で延べ57人の仲間が行動に参加し、3日間の行動で36件の訪問を行いました。今回の訪問行動では、「新型コロナ聞き取りアンケート」や「健康診の案内」を活用し仲間との対話を進めました。6月16・17日には事業所訪問を行い、新型コロナの聞き取りを進めるとともに、「困りごとは組合員訪問で、」新型コロナ聞き取りアンケート」を活用し対話を進め、引き続き持続化給付金などの制度の周知を進めます。組合の仲間だけでなく未加入の知り合いにも相談を進めましょう。

7・8月の行動重点

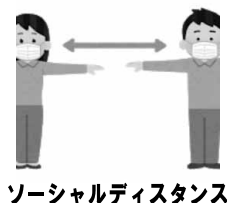
①「新型コロナ聞き取りアンケート」を活用し対話を進め、引き続き持続化給付金などの制度の周知を進めます。組合の仲間だけでなく未加入の知り合いにも相談を進めましょう。

②三鷹市・武蔵野市でも独自のコロナ支援策が行われていきます。申請の対象と思われる仲間には知らせたいと思います。(※全ての建設業が補償の対象となるわけではありません)

「夏の大運動」で仲間への聞き取り進め つながり作り秋の飛躍へ

東京都知事選挙は7月5日に投票が行われ、三鷹武蔵野支部で推薦をした宇都宮けんじさんは84万票余りを獲得しましたが、当選には足りませんでした。引き続き、私たち建設従事者の要求として、土建国保への補助金の拡充、公契約条例制定、コロナに対する医療体制の充実と補償の徹底などを東京都に求めていく運動を進めていきます。

都知事選の結果



ソーシャルディスタンス

【7・8月の統一行動日】
7月14日(火)、15日(水)
28日(火)、29日(水)
8月26日(水)、27日(木)
※行動日の各分会センターについては、分会役員までお問い合わせください。

新型コロナ給付金・助成金学習会

新型コロナによる建設業への影響はこれから本格化するとも言われる中、「持続化給付金」「雇用調整助成金」などをまだ申請していない方へ向けて下記に日程で学習会を行います。新しく始まった「家賃支援給付金」や「土建国保の減免制度」についてもご説明します。ぜひご参加ください。

【とき】8月28日(金)午後7時30分
【ところ】三鷹武蔵野支部会館2階
【内容】持続化給付金、雇用調整助成金、家賃支援給付金、土建国保減免申請など
【参加費】無料 ※どなたでもご参加いただけます



LINE公式アカウント はじめました!

【教育宣伝部発】新しい情報発信のツールとして、「LINE公式アカウント」を始めました。今後は「LINE公式アカウント」から支部のイベントや取り組みの案内などを行っていきます。ぜひ多くの方の登録をお願いします。

QRコードを
読みこんで友だち登録
してね!



※写真はイメージです

いつか見てみたい 「世界一の星空」

【関前・北久保努記】ようやく東京都の営業自粛要請も大きく緩和されつつありますが、以前の日常に戻りつつあります。とはいえ、感染率がまだ1%未満でワクチン開発途上の現状ではまだまだコロナウイルスへの不安は払拭

【7・8月の統一行動日】
7月14日(火)、15日(水)
28日(火)、29日(水)
8月26日(水)、27日(木)
※行動日の各分会センターについては、分会役員までお問い合わせください。

【7・8月の統一行動日】
7月14日(火)、15日(水)
28日(火)、29日(水)
8月26日(水)、27日(木)
※行動日の各分会センターについては、分会役員までお問い合わせください。

【7・8月の統一行動日】
7月14日(火)、15日(水)
28日(火)、29日(水)
8月26日(水)、27日(木)
※行動日の各分会センターについては、分会役員までお問い合わせください。

雑記林

今や多くの人がとってSNS(ソーシャルネットワークサービス)はなくてはならないツールだと言える。

特に幅広い世代の人が利用しているLINE(ライン)は国内で8400万人が利用しているというところから、単純に計算すると7割近い日本人が使っていることになる。

時間や場所を気にすることなく、遠くにいる仲間ともつながることが出来る本場に便利だと思ふ。▼また携帯電話もなかった一昔前は、友だちの家に電話をかけるのに両親が出ないかどうかドキドキしたり、待合せで何時間も待つなんてことも当たり前だった。

きつと今の若者からすればとても無駄な時間に感じるのだろう。しかし、一見すると「無駄」な時間が、今になってみると相手のことを考えるすてく「貴重な」時間だったのだと思ふ。いつでもつながれる時代だからこそ、つながっていない時間に思いをはせてみてはいかがだろうか。

▼話は変わるが、三鷹武蔵野支部でもツイッターとLINE公式アカウントを始めました。より多くの仲間が組合のイベントに参加してもらったり、組合の良さを知ってもらえるような発信をしていきますので、ぜひ登録してください!(1面に載っているQRコードから登録できます)

新型コロナウイルス対策特集 第3弾

仕事・暮らしの困りごとは組合までご相談ください

持続化給付金等申請書 (個人事業主等向け)

2020年 月 日

持続化給付金事務局 様

持続化給付金申請書 (個人事業主等向け) 第1 5条第2項第5号に該当するため、2020年の事業による収入の額について、以下に記載のある税理士の確認を受けた上で、以下の通り申します。

記

1. 申請者氏名等
「個人事業主等」 〇〇 〇〇 〇〇
「申請者住所」 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
「申請者電話番号」 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

2. 対象とする月
2020年 4月 1日 開始日である。2020年4月1日から申請月の前月の間の月のみです。

3. 税 (申請書) の金額2年 (2019年) の事業による税 (個人事業主等) 以下の通りです (単位: 円)

月	事業による税 (個人事業主等)	税 (個人事業主等)
1	100,000円	0円
2	100,000円	0円
3	50,000円	0円
4	10,000円	0円
5	20,000円	0円
6	0円	0円
7	0円	0円
8	0円	0円
9	0円	0円
10	0円	0円
11	0円	0円
12	0円	0円

税理士は、申請者が提出した書類に基づき、上記3. の内容を確認しました。

税理士の署名と捺印 (個人事業主等) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

「申請者住所」 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

持続化給付金に係る収入等申立書 (見本)

1〜3月に事業開始した場合

2020年1〜3月に事業開始した場合、「開業月から3月までの事業収入の平均と比べて、4月以降で50%以上減少した月がある」ことが給付の条件となります。その場合、次の2点の書類を揃えなければなりません。

①「個人事業の開業・廃業等届出書」または「事業開始等申告書」

※2020年1月から3月に

外注手問請けなど「事業活動」を行って、かつ「雑所得または給与所得」で申告している方で、持続化給付金の対象に該当しそうな場合は、まずは支部まで相談してください。(事業性の確認や必要書類についてアドバイスいたします)

※税理士による署名または記名押印があること

②持続化給付金に係る収入等申立書 (個人事業主等)

※2020年1月から対象月までの事業収入が記載されていること

持続化給付金

これまで持続化給付金の対象外とされてきた「2020年1〜3月に事業開始した法人・個人事業主」や「事業活動を行って主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主」についても、一定の条件を満たしている場合、給付対象となりました。

開業されていること

※2020年5月1日以前に提出されていること

※「個人事業の開業・廃業等届出書」は税務署の受付印、「事業開始等申告書」は都税事務所の受付印が押されていること

新型コロナウイルスによる建設業への影響は、これから本格化することが予想されます。ここでは制度が改正された点や新しく始まる内容の案内を随時行っていきます。対象となる方は、まずは組合までご相談ください。

給付上限が15000円に

雇用調整助成金も、第2次補正予算の成立により、1人あたりの助成金の上限額が引き上げられました。15000円を上限として、実際に支払った休業手当が100%が給付の対象となりました。

上限額の引上げは、すでに

雇用調整助成金

給付金額は?

申請時の直近の支払賃料 (月額) に基づいて算出され

①5〜12月のいずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少

②5〜12月の連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

給付対象となる事業者

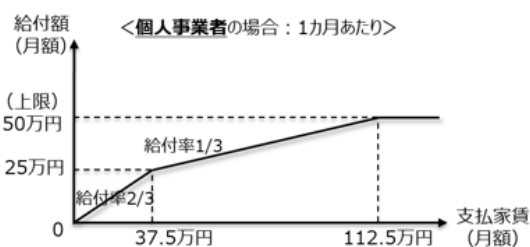
給付対象となるのは、中小企業、小規模事業者、個人事業者等、以下のいずれかに該当する場合です。

「家賃支援給付金」は、新型コロナウイルスの影響により、売上が急減した事業者のために、家賃 (賃料) の負担を軽減することを目的とした給付金制度です。

家賃支援給付金

「家賃支援給付金」は、新型コロナウイルスの影響により、売上が急減した事業者のために、家賃 (賃料) の負担を軽減することを目的とした給付金制度です。

申請は、「持続化給付金」同様オンライン申請となります。申請開始は7月中旬以降が予定されていますが、申請に必要な書類など詳細は国からの発表があり次第ご案内いたします。



⇒個人事業者は最大300万円

土建国保料減免制度

※新型コロナで影響を受けた方の土建国保料の減免申請が7月1日から受付開始となりました。

※申請方法についてご不明な点等ある場合は、支部までお問い合わせください。

1) 対象者

- ①新型コロナウイルスにより、世帯主が死亡した組合員
- ②新型コロナウイルスにより、世帯主が重傷を負った組合員
- ③新型コロナウイルスの影響により、組合員の事業収入、不動産収入、給与収入のいずれかの収入が、前年の収入額から30%以上減少した組合員

2) 減免割合

- ①、②に該当する方⇒全額免除
- ③に該当する方の減免割合

減少率	減免割合
50%以上	全額免除
50%未満 40%以上	3 / 4
40%未満 30%以上	2 / 4

3) 対象期間

◇2020年2月から2020年9月までの保険料

※免除自由の発生時点に関わらず、2月まで遡って適用します。

【減免割合に応じた免除月数】

減少率	減免割合	免除月数
50%以上	全額免除	8ヵ月 (2020年2~9月)
50%未満 40%以上	3 / 4	6ヵ月 (2020年2~7月)
40%未満 30%以上	2 / 4	4ヵ月 (2020年2~5月)

4) 入院共済金も国保料の免除月数に該当する期間免除

5) 申請に必要な添付書類

- ①・世帯主の死亡診断書または死亡検案書のコピー (新型コロナが死因であることが確認できるもの)
 - ・改製原住民票 (世帯主と組合員が同一世帯であったこと、世帯主名がわかるもの)
- ②・医師の診断書
 - ・世帯全員の住民票 (世帯主と組合員が同一世帯であったこと、世帯主名がわかるもの)
- ③・収入減少割合報告書
 - ・2019年分の収入額がわかるもの (確定申告書のコピー、源泉徴収票のコピー等)
 - ・2020年の収入額がわかるもの (2020年2月から7月までの間の任意の2ヵ月分)
 - 売上台帳のコピー、給与明細書のコピー等 (全ての書類に記名)



2019年の確定申告書



2~7月のうち2ヵ月分の売上台帳

収入減少の方はこれだけは用意!

コロナに対応した「熱中症対策」を

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、「新しい生活様式」として、一人ひとりが感染防止の3つの基本である「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いや3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。



その一方で、これから夏を迎えるにあたり、「熱中症予防」にも注意が必要です。「新しい生活様式」における熱中症予防のポイントとは以下の通りです。

①十分な距離が確保できるときはマスクをはずす
高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。そこで、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できるときには、マスクをはずすようにしましょう。

②マスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避ける
③のどが渇いていなくても「まめに水分補給」また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、マスクを一時的にはずして休憩することも必要です。

④エアコン使用時でもこまめな換気をして
一般的なエアコンは、空気を循環させるだけで換気を行っていません。新型コロナウイルス対策のためには、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行う必要があります。

⑤少しでも体調に異変を感じたらすぐに涼しい場所へ
体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所へ移動することが、熱中症予防に有効です。一方で、人数制限等により屋内の店舗等にすぐに入ることができない場合もあると思います。その際は、屋外でも日陰や風通しの良い場所へ移動してください。

⑥定時の体温測定、健康チェックを行うなど
日ごろの健康管理を



次の備える防止対策を

政府の緊急事態宣言が解除されても、感染リスクがゼロになったわけではありません。第2波に備え、引き続き、日常生活における防止対策が必要です。

政府の専門家会議などが勧める対処として、①こまめな手洗い・手指消毒②マスクなどせきエチケットの徹底③こまめに換気④身体的距離の確保——などが求められています。

厚生労働省「新しい生活様式」の実践例

① 一人一人の感染対策

- ☐ 人との間隔は2m（最低1m）
- ☐ 遊びに行くなら屋内より屋外
- ☐ 会話の際は真正面を避ける
- ☐ 症状がなくてもマスク着用
- ☐ 帰宅したら手や顔を洗う
- ☐ 手洗いは30秒かけて洗う

② 日常生活での注意点

- ☐ まめに手洗い・手指消毒
- ☐ せきエチケットの徹底
- ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

“健診受診”と“ハガキ要請”で命の綱『土建国保』を守ろう

「ハガキ要請」にご協力ください！

「土建国保」は、私たちがおさめている保険料が半分と国と東京都からの補助金で運営されています。国と東京都からの補助金が、現行水準を確保できるかどうかは私たちの保険料に大きく影響します。さらに今年はコロナ対策による「財政状況悪化」を理由とする予算削減が予想されます。

“命の綱”である土建国保を私たち自身で守っていくために、東京土建では年に3回「厚労省」「東京都」「財務省」へ補助金の現行水準の確保を求めて、ハガキ要請を行っています。私たちが出した要請ハガキは、厚労省の担当官が1枚1枚に目を通しており、予算要求の大きな力になっています。

今年は、新型コロナウイルスの影響により政府が各省庁から受け付ける概算要求の期限が9月末まで延長となり、それに伴い、厚労省のハガキ要請の提出期限も7月末から8月末に延長となりました。

みなさんのご協力で、1人1シートの記入をお願いします。



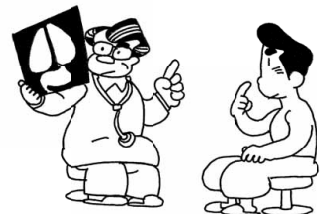
第3回「女性健診」のご案内

【社会保障対策部発】

8月23日の集団健診は“女性限定”となります。「子宮がん検査」「乳がん検査」もオプションで受診することができます。

「平日は子育てが忙しくて健診に行けない」といった奥さんも子どもの世話を旦那にまかせて、また「休日はお友達とランチに」と思っているそこのアナタも、少しだけ時間をとって健診を受けに行きませんか？

詳細は下記の通りとなります。ご自身の健康のためにも、ぜひ多くの方の申込みをお願いします。



【今後の集団健診】

第3回集団健診（女性限定）

【と き】8月23日（日）午前9時30分～11時30分

【ところ】三鷹市公会堂さんさん館

【定 員】300人

【締 切】8月3日（月）

※結果説明会は9月28日（月）午後7時から予定しています。

※参加される方はマスクの着用をお願いします。

厚生年金算定基礎届

新型コロナにより報酬の大幅な変動があった場合

厚生年金の保険料は、報酬が2等級以上だった場合、通常報酬が下がってから4か月目から変更となります。しかし、新型コロナウイルスの影響により、次の①～③の全てを満たす場合、報酬が2等級以上だった翌月から保険料の変更することができます。

①新型コロナウイルスの影響で休業を実施し、4月から7月までの間に報酬が著しく低下した。

②報酬が低下した月に支払われた報酬の総額が、これまでの報酬月額と比べて2等級以上下がった

③特例改定に被保険者本人が同意していること

実際に変更手続きが必要かどうかわからない場合は支部までお問い合わせください。

～応募要項～

- ◇応募資格：組合員とその家族
- ◇ジャンル：「風景」「スナップ」「家族」の3部門
- ◇応募期間と結果発表：「応募期間」は、今年の11月末日まで。結果発表は来年1月号機関紙
- ◇表彰：各部門とも特選1、準特選1、入選3

第6回フォトコンテスト

みなさん！応募下さい！

三鷹武蔵野支部恒例の『第6回フォトコンテスト』を、今年度も教育宣伝部と厚生文化部共催で開催します。

応募要項は左記の通りとなります。新型コロナウイルスの影響により、例年行っていた「写真教室」は中止となりましたが、こんな時だからこそ、みなさんから明るくなるような作品の応募を期待しています。



昨年風景の部特選「富士山と桜」新川中原分会の千葉たか子さん

入選作品は、支部機関紙「みちしるべ」の来年1月号への掲載や支部会館での展示などを行います。もちろん賞品も用意しています。みなさんの仕事・現場や風景・家族などの写真をドンドン応募してください。

たまには話題の映画でも

話題の新作映画を、ご家族で観に行きませんか。下記以外の映画も多数あります。ご注文は早めに(下記は一例)。

【映画券】

☆WAVE S／ウェイブス【ムビチケカード】

☆映画「浅草花やしき探偵物語 神の子は傷ついて」

☆グッド・ワイフ

☆銃2020【ムビチケカード】

☆バルーン 奇蹟の脱出飛行【ムビチケカード】

☆マルモイ ことばあつめ

☆ゆかちゃんの愛した時代/吐山ゆん特集上映

☆WAR ウォー！！

☆悪人伝【ムビチケカード】

☆「進撃の巨人」～クロニクル～【ムビチケカード】

☆八王子ゾンビーズ【ムビチケカード】

☆パブリック 図書館の奇跡

☆劇場版 ひみつ×戦士 ファントミラージュ！ ～映画になってちよーだいします～【ムビチケカード】 など他多数

◇映画・イベントなど「メイジャー」のHPで検索してください。

※注文や問い合わせは、支部事務所0422-47-9101まで

※注：割引額は、前売券の販売価格から一律500円です。

夏休み宿題お助け塾

【後継者対策部発】昨年に引き続き、「宿題お助け塾」を開校します。今年は、新型コロナの影響で夏休みが例年よりも短くなり、こども達も大変な状況です。そこで、下記の日程でお助け塾を行いますので、みんなで集まって一気に夏休みの宿題を終わらせましょう。また、午後からはおいしいものを食べながら、親子みんなで交流会を行いたいと思います。

ぜひ、親子そろってご参加ください。

【日時】 8月9日(日) 9時スタート

【会場】 三鷹武蔵野支部会館2F

【対象】 組合員のお子さん・お孫さん
(小学生～中学生まで)

【参加費】 無 料

【持ち物】 勉強をやる気、夏休みの宿題、水筒、タオルなど



※参加を希望される方は、所定の申込書にご記入のうえ、支部までFAXしてください。

※新型コロナの感染防止に十分注意をはらって開催しますが、参加される方はマスクの着用をお願いします。



対面パネル作製中

・分会執行委員会、群会議は引き続き、資料等の配布と納入のみを短時間で行うよう心がけてください。
・体調がすぐれない方、基礎疾患をお持ちの方の参加はお控えください。
・こまめに会場の換気を行ってください。
・会議や複数の人数が集まる取り組みの際には、必ずマスクの着用をお願いします。
・三鷹武蔵野支部では、6月から支部・分会の機関会議、専門部会などを再開しました。引き続き、新型コロナの感染防止のため、参加されるみなさまにも次の点にご注意・ご協力をお願いいたします。

新型コロナ対策



支部休館のお知らせ
左記の日程については、事務所を閉めさせていただきます。組合員の皆さんにはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
7月31日 書記局会議
8月13～14日 夏季休暇

今月の資格講習

◇木造建築物の組立て等作業主任者	【講習日】 10月22～23日	【受講料】 11,500円
◇足場の組立て等作業主任者	【講習日】 9月15～16日	【受講料】 11,500円
◇コンクリート造工作物の解体等作業主任者	【講習日】 11月25～26日	【受講料】 11,500円
◇地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	【講習日】 10月27～29日	【受講料】 17,000円
◇有機溶剤作業主任者	【講習日】 9月29～30日	【受講料】 11,500円
◇石綿作業主任者	【講習日】 10月13～14日	【受講料】 11,500円
◇酸欠・硫化水素作業主任者	【講習日】 8月25～27日	【受講料】 8,000円
◇職長・安全衛生責任者教育	【講習日】 ①9月8～9日②10月6～7日	【受講料】 14,500円
◇職長・安全衛生責任者能力向上教育	【講習日】 11月17日	【受講料】 8,500円
◇足場作業主任者能力向上教育	【講習日】 11月2日	【受講料】 8,500円
◇新入職者教育	【講習日】 8月3～4日	【受講料】 9,800円
◇足場特別教育	【講習日】 10月1日	【受講料】 10,000円
◇フルハーネス特別教育	【講習日】 ①9月30日②10月8日	【受講料】 7,500円
◇酸欠・硫化水素特別教育	【講習日】 11月19日	【受講料】 8,000円
◇低圧電気	【講習日】 11月2日	【受講料】 8,000円
◇巻上げ機	【講習日】 11月4日	【受講料】 10,500円
◇低圧電気・巻上げ機セットコース	【講習日】 11月2、4日	【受講料】 17,000円
◇チェーンソー補講	【講習日】 8月2日	【受講料】 8,000円
◇会場 東京十建西多摩支部会館	【受講料】 8,000円	◇会場 東京十建西多摩支部会館
◇石綿特別教育	【講習日】 9月1日	【受講料】 8,000円
◇自由研削砥石	【講習日】 9月2日	【受講料】 8,000円
◇丸のこ特別教育	【講習日】 ①8月5日②9月3日	【受講料】 5,000円
◇熱中症特別教育	【講習日】 ①8月5日②9月3日	【受講料】 5,000円
◇二級建築士受験準備図講座	【講習日】 7月9日～9月10日	【受講料】 85,000円
◇一級建築士受験準備図講座	【講習日】 7月26日～10月4日	【受講料】 85,000円
◇1級建築施工管理技士実地講座	【講習日】 8月19日～10月15日	【受講料】 45,000円
◇第二種電気工事士受験準備筆記講座	【講習日】 8月30日～9月27日	【受講料】 45,000円
◇JWICAD習得講座	【講習日】 10月6日～12月8日	【受講料】 54,000円
◇ガス溶接技能講習	【講習日】 9月12～13日	【受講料】 16,500円
◇多摩職業能力開発センター	【講習日】 10月23～25日	【受講料】 19,500円
◇城東職業能力開発センター	【講習日】 9月17～19日	【受講料】 22,000円
◇小型移動式クレーン	【講習日】 9月24～26日	【受講料】 33,000円
◇高所作業車	【講習日】 8月31日～9月1日	【受講料】 41,800円
◇車免許所持者、39,800円	◇小型移動式クレーン技能講習修了者	【受講料】 85,000円

会場の記載のないものは、東京十建技術研修センターです。申込みには、申込書・受講料・認印・顔写真(3cm×2.5cm)1枚が必要です。申込書は講習日の2週間前までに支部必着です。受講料など詳しくは支部担当までお問合せください。

東京建築カレッジ 第26期研修生募集!

新しい時代を担う建築のスペシャリストを養成する職業能力開発短期大学です。来年4月開校の生徒を募集しています。お問い合わせは支部または建築カレッジ(03-5950-1771)まで。